

29扶総第1551号

平成29年11月16日

入札参加者 様

扶桑町長 千 田 勝 隆

工事現場における現場代理人の常駐の運用について（通知）

工事現場における現場代理人の常駐の運用につきまして、平成23年9月30日付け23扶総第1047号通知により運用してきたところですが、今後は下記内容により運用することとします。

記

1 現場責任者適用工事

① 扶桑町が発注する建設業法第2条第1項に定める別表第1に示す29工事以外の工事（契約の名称が業務など工事以外のものを含む。）で構造物の完成を主要な目的としないもの（※）、又は② 扶桑町が発注する当初請負金額が500万円未満の建設工事

※ 具体的には剪定・草刈り・枝払い・伐採等樹木の管理や溝さらい、除土運搬、道路清掃、電気設備等の保守・点検が該当する。

2 適用工事での現場責任者兼務について

「1 現場責任者適用工事」の対象となる工事・業務については、現場代理人ではなく現場への常駐を求めない「現場責任者」の配置を可能とし、当該工事・業務について件数の制限なく兼務を可能とする。

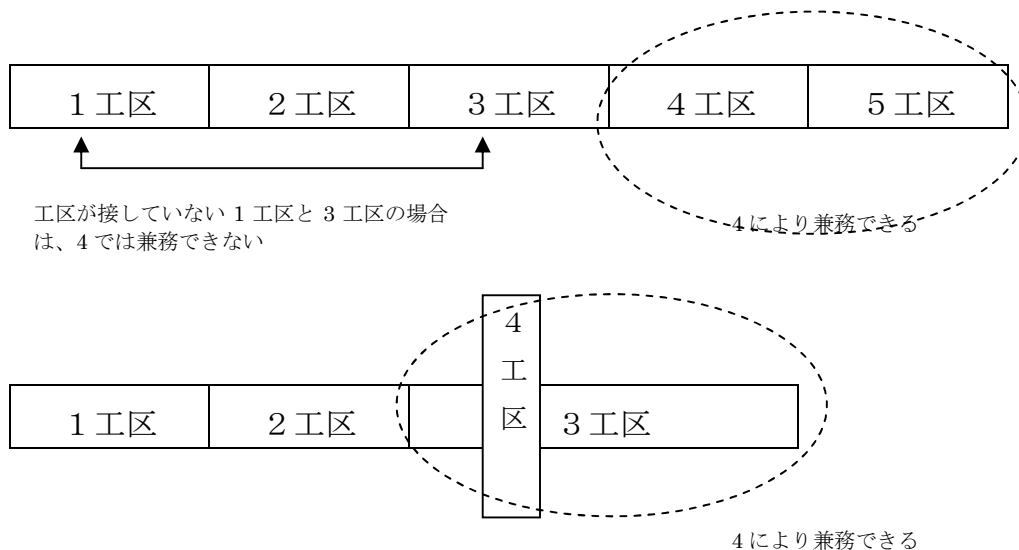
また「1 現場責任者適用工事」中、「①扶桑町が発注する建設業法第2条第1項に定める別表第1に示す29工事以外の工事（契約の名称が業務など工事以外のものを含む。）で構造物の完成を主要な目的としないもの」については、主任技術者の配置を省略可能とする。

3 現場責任者適用工事以外の工事の現場代理人兼務について

主任技術者の専任が必要とならない請負金額**3,500万円未滿**の建設工事（ただし、設計図書で現場代理人の常駐を必要とする工事を除く。）の現場代理人は、「1 現場責任者適用工事」の対象となる工事又は業務1件の現場責任者と同時に1件に限り兼務できるものとする（なお、現場代理人と現場責任者を兼務させる場合、現場代理人をおく工事へ別紙「現場代理人の兼務届」を提出するものとする。）。この場合、現場代理人は二つの工事において、安全管理を始めとした工事現場の運営、取締り等を適切に行うものとする。

4 密接な関連のある二以上の工事の現場代理人の兼務について

現場代理人は、密接な関連のある扶桑町発注の二以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。なお、「同一の場所又は近接した場所」とは、工区が隣接している場合（重なる場合を含む。）とし、例えば発注形態が縦断的に1～5工区とあり、1工区と3工区（=接していない）の場合には適用しないものとする。なお、この「4 密接な関連のある二以上の工事の現場代理人の兼務について」により現場代理人を兼ねる者は、更に他の工事・業務の現場代理人・現場責任者を兼ねることができないものとする。



5 適用時期

平成29年12月1日以降に契約締結を行う工事・業務

現場代理人の兼務届

年 月 日

扶桑町長殿

請負者 住 所

(所在地)

氏 名 印

(名称及び代表者氏名)

下記既発注工事に係る現場代理人（現場責任者）を下記兼務する工事に係る現場責任者（現場代理人）と兼務したいので届けます。

別添のとおり施工連絡体制を整え、現場の安全管理及び工程管理を、適切に行います。

記

既 発 注 工 事	工 事 名	
	路線等の名称	
	工 事 場 所	
	請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
兼 務 す る 工 事	工 事 名	
	路線等の名称	
	工 事 場 所	
	請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※別添として、施工連絡体制（現場代理人不在時の体制がわかるもの）を添付する。（様式は任意）

現場代理人の常駐例外規定運用の変更点について

従来の運用内容

- ① 建設業法第2条第1項に定める別表第1に示す28工事以外の扶桑町発注工事(契約の名称が業務など工事以外のものを含む。)で構造物の完成を主要な目的としない工事(※)

※ 具体的には剪定・草刈り・枝払い・伐採等樹木の管理や溝さらい、除土運搬、道路清掃、電気設備保守等が該当する。

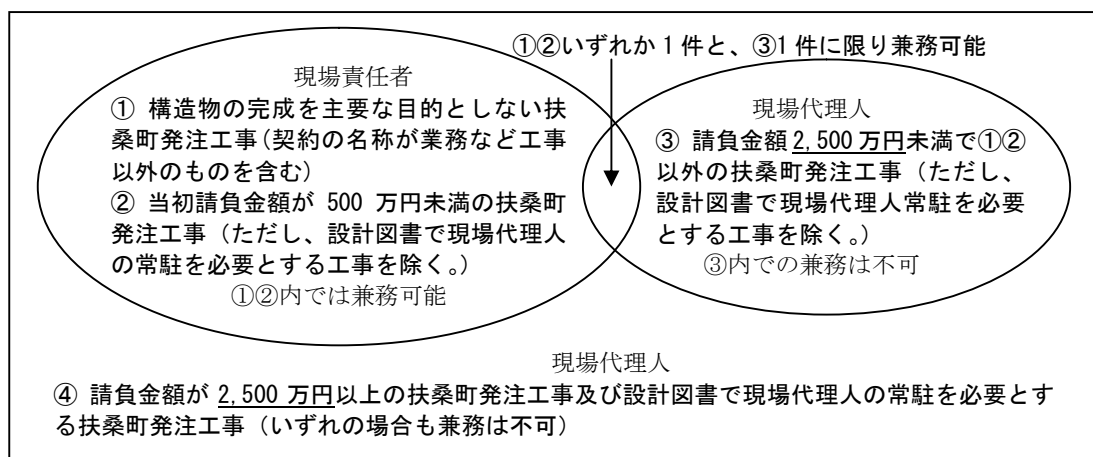
- ② 当初請負金額が 500 万円未満の扶桑町発注工事(ただし、設計図書で現場代理人常駐を必要とする工事を除く。)

①②については、「現場代理人」に代え現場への常駐を求めない「現場責任者」の配置を可能とし、現場責任者については件数の制限なく兼務を可能とする(さらに①は主任技術者の配置も省略可とする)。

- ③ 請負金額 2,500 万円未満で①②以外の扶桑町発注工事(ただし、設計図書で現場代理人常駐を必要とする工事を除く。)

- ④ 請負金額が 2,500 万円以上の扶桑町発注工事及び設計図書で現場代理人常駐を必要とする扶桑町発注工事

①②のいずれかに該当する工事と③については、①②のいずれかの「現場責任者」1件と③の「現場代理人」1件に限り兼務できるものとする。それ以外の③と、④については、従来どおり現場代理人の常駐を必要とするものとする。



変更後の運用内容

運用 I

- ① 建設業法第2条第1項に定める別表第1に示す29 工事以外の扶桑町発注工事(契約の名称が業務など工事以外のものを含む。)で構造物の完成を主要な目的としない工事(※)

※ 具体的には剪定・草刈り・枝払い・伐採等樹木の管理や溝さらい、除土運搬、道路清掃、電気設備保守等が該当する。

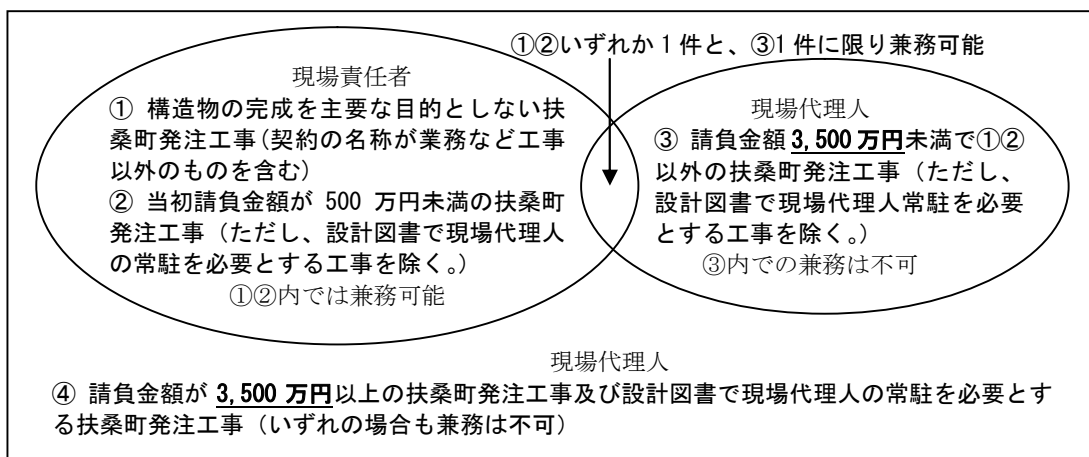
- ② 当初請負金額が 500 万円未満の扶桑町発注工事(ただし、設計図書で現場代理人常駐を必要とする工事を除く。)

①②については、「現場代理人」に代え現場への常駐を求めない「現場責任者」の配置を可能とし、現場責任者については件数の制限なく兼務を可能とする(さらに①は主任技術者の配置も省略可とする)。

- ③ 請負金額 3,500 万円未満で①②以外の扶桑町発注工事(ただし、設計図書で現場代理人常駐を必要とする工事を除く。)

- ④ 請負金額が 3,500 万円以上の扶桑町発注工事及び設計図書で現場代理人常駐を必要とする扶桑町発注工事

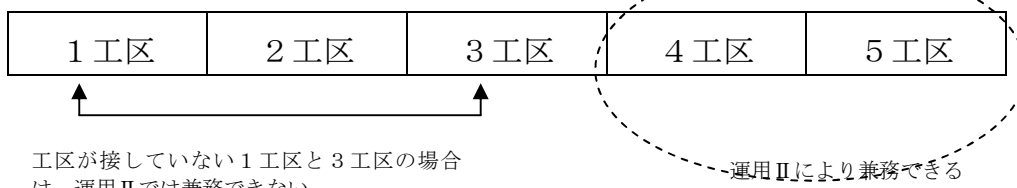
①②のいずれかに該当する工事と③については、①②のいずれかの「現場責任者」1件と③の「現場代理人」1件に限り兼務できるものとする。それ以外の③と、④については、従来どおり現場代理人の常駐を必要とするものとする。



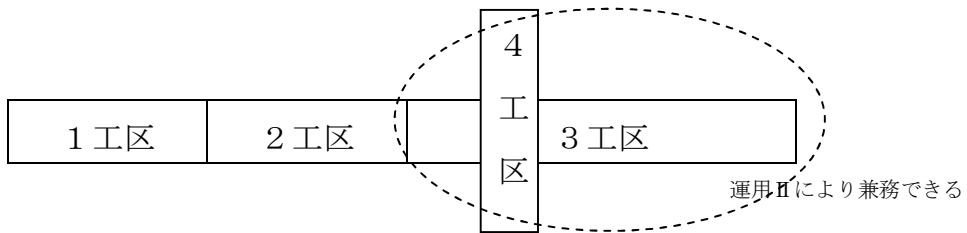
運用 II

現場代理人は、密接な関連のある二以上の扶桑町発注工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。「同一の場所又は近接した場所」とは、工区が隣接している場合(重なる場合を含む)を原則とし、例えば発注形態が縦断的に 1~5 工区とあり、1 工区と 3 工区(=接していない)の場合には適用しないものとする。なお、本運用に

より現場代理人を兼ねる者は他の工事・業務の現場代理人・現場責任者を兼ねることができないものとする。本運用において現場代理人の兼務届の提出は不要とする。



工区が接していない1工区と3工区の場合は、運用IIでは兼務できない



現場代理人及び現場責任者の兼務一覧

	① 建造物の完成を主要な目的としない工事 (注1)[現場責任者]主任技術者省略可	② 当初請負金額が500万円未満の工事 [現場責任者]	③ 当初請負金額が500万円以上請負金額3,500万円未満の工事 [現場代理人]	④ 請負金額が3,500万円以上の工事 [現場代理人]
① 建造物の完成を主要な目的としない工事 (注1)[現場責任者]主任技術者省略可	件数の制限なく兼務可能	件数の制限なく兼務可能	①1件と③1件に限り兼務可能 (注2)	兼務不可
② 当初請負金額が500万円未満の工事 [現場責任者]	件数の制限なく兼務可能	件数の制限なく兼務可能	②1件と③1件に限り兼務可能 (注2)	兼務不可
③ 当初請負金額が500万円以上請負金額3,500万円未満の工事 [現場代理人]	①1件と③1件に限り兼務可能 (注2)	②1件と③1件に限り兼務可能 (注2)	兼務不可	兼務不可
④ 請負金額が3,500万円以上の工事 [現場代理人]	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可

工事はすべて扶桑町が発注する工事

注1 具体的には剪定・草刈り・枝払い・伐採等樹木の管理や溝さらい、除土運搬、道路清掃、電気設備保守等が該当する（契約の名称が業務など工事以外のものを含む）。

注2 現場代理人と現場責任者を兼務させる場合は、請負者は現場代理人をおく工事へ兼務届を提出する。

注3 この表で「兼務不可」となっている箇所でも、密接な関係のある扶桑町発注の二つ以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合であれば、請負代金額にかかわらず現場代理人を兼務することができるものとする。「同一の場所又は近接した場所」とは、工区が隣接している場合（重なる場合を含む）を原則とし、例えば発注形態が縦断的に1～5工区とあり、1工区と3工区（=接していない）の場合には適用しないものとする。なお、更に他の工事・業務の現場代理人・現場責任者を兼ねることはできない。